

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う特別なお取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症により健康被害を受けられた皆さま、事業等に影響を受けられた皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

2023 年 5 月 8 日（月）に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「5 類感染症」に変更されたことに伴い、特別なお取扱いは終了いたしました。

同日以降の保険金・給付金のお取り扱いにつきましてご案内いたします。

1. 新型コロナウイルス感染症により宿泊・自宅療養した場合のお取り扱い

2023 年 5 月 7 日（日）までに新型コロナウイルス感染症に罹患された方が、医療機関の事情などにより必要な入院治療を受けられず、臨時施設（ホテルなどの滞在型施設）やご自宅にて医師または保健所等の管理下で療養された場合、入院給付金のお支払い対象となります。診断日によってお取り扱いが異なりますので、ご注意ください。

※ 5 月 7 日以前に新型コロナウイルス感染症と診断され、お支払い対象となる療養をされた場合、5 月 8 日以降も給付金等のご請求手続きをしていただけます。

●お支払い対象

ケース		診断日：2022 年 9 月 25 日以前	診断日：2022 年 9 月 26 日から 診断日：2023 年 5 月 7 日まで	診断日：2023 年 5 月 8 日以降
入院された場合		○ お支払い対象	○ お支払い対象	○ お支払い対象
宿泊施設や自宅で療養された場合 （特別なお取り扱い）	重症化リスクの高い方※	○ お支払い対象	○ お支払い対象	× <u>お支払い対象外</u>
	上記以外の方	○ お支払い対象	× <u>お支払い対象外</u>	× <u>お支払い対象外</u>

※＜重症化リスクの高い方＞

- ・ 65 歳以上の方
- ・ 入院を要する方
- ・ 重症化リスクがあり、新型コロナウイルス感染症治療薬の投与または新型コロナウイルス感染症罹患により酸素投与が必要な方
- ・ 妊娠されている方

なお、「入院を要するか」「重症化リスクがあるか」は、医師の判断によります。

●入院・療養期間について

みなし入院のお支払い対象となる療養期間は、「**新型コロナウイルス感染症の診断日**」から「**就業制限が解除された日・療養期間が終了した日**」までです。

例) ご自宅で療養された場合

下図のケースでは、療養期間は 4/3 から 4/11 までの 9 日間となります



※お支払い対象期間は「診断日」からとなります（「発症日」からではありません）。
医療機関でない検査センターの検査結果、市販の簡易検査キットの検査結果のみでは「診断されたこと」に含まれません。
また、濃厚接触者として自宅待機した場合や勤務先の休業要請により自宅待機した場合は、入院給付金等のお支払い対象となりませんのでご注意ください。

●ご請求手続きについて

お手続きに必要な書類や証明書例、手続き方法についてはこちらをご確認ください。

[新型コロナウイルス感染症による入院給付金のご請求手続きについて](#)

2. 災害死亡保険金等のお取り扱い

2023 年 5 月 7 日（日）までに新型コロナウイルス感染症に罹患され、同感染症を直接の原因として死亡・高度障害状態に該当された場合は、5 月 8 日以降も災害死亡保険金等のお取り扱いをいたします。

対象となる商品など	取扱内容
① 災害死亡保険金等のお支払い	【災害特約等】保険期間中に「新型コロナウイルス感染症」を直接の原因として死亡・高度障害状態に該当した場合には、災害死亡保険金・災害高度障害保険金等をお支払いいたします。 【年金支払型特殊養老保険（引受緩和型）等】支払抑制期間中に「新型コロナウイルス感染症」によって死亡・高度障害状態に該当した場合には基本死亡保険金額をお支払いいたします。
② 入院保険等における「特定部位・特定疾病不担保」 ③ 特別条件付保険特約のうち「保険金・給付金削減支払法」	左記の特別条件が適用されている保険契約で「新型コロナウイルス感染症」によって支払事由に該当された場合、「保険金・給付金削減支払法」、「特定部位・特定疾病不担保法」を適用せず保険金・給付金をお支払いいたします。
④ 変換契約における特別取扱	変換前契約、変換後契約いずれにも災害特約等が付加されていて、変換前契約の保険期間中に「新型コロナウイルス感染症」に罹患し、変換後契約の保険期間中に「新型コロナウイルス感染症」を直接の原因として死亡・高度障害状態に該当した場合には、変換前契約の保険金額を限度に変換後契約の災害特約等の災害死亡保険金・高度障害保険金等をお支払いいたします。

【5月8日（月）以降も継続しているお取り扱い（特別なお取り扱いではありません）】

（1） 新型コロナウイルス感染症により死亡した場合のお取り扱い

新型コロナウイルス感染症により死亡された場合、死亡保険金のお支払い対象となります。

（2） 医療機関に入院した場合のお取り扱い

医師の指示により医療機関に入院された場合には、入院給付金のお支払い対象となります。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の治療のために入院された場合
- ・ 新型コロナウイルス感染症と疑われる症状があり、その治療のために入院された場合
※検査の結果「陰性」と判定された場合もお支払い対象となります。

（3） 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種により入院・死亡した場合のお取り扱い

新型コロナウイルス感染症予防のためのワクチン接種を原因として入院・死亡された場合、入院給付金・死亡保険金のお支払い対象となります。

（4） オンライン診療および電話診療のお取り扱い

医療費の発生しているオンライン診療および電話診療は、新型コロナウイルス感染症に限らず、通院給付金特約等の保障対象となる「通院」とみなして通院給付金のお支払い対象となります。

ご質問につきましては、担当ライフプランナーもしくは当社カスタマーサービスセンターまでご連絡いただきますようお願い申し上げます。

お問い合わせ等の増加に伴い、カスタマーサービスセンターにつきましては、お電話がつながりにくくなる場合がございます。お客さまにはご不便をおかけいたしますが、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

＜お問い合わせ窓口＞

プルデンシャル生命保険株式会社 カスタマーサービスセンター

電話番号：0120-810740（通話料無料）

受付時間：平日 9:00～17:30、土曜 9:00～17:00（日・祝・年末年始を除く）

※ご希望のお手続きによっては、カスタマーサービスセンターから担当ライフプランナーへ対応を代わらせていただくことがございます。あらかじめご了承ください。

【以下のお取り扱いは、終了いたしました】

- 1.保険料払込猶予期間の延長（2020 年 12 月 31 日以前のお申し出分）
- 2.貸付金の返済ができないことによる保険契約の失効に関する猶予期間の延長（2020 年 12 月 31 日以前のお申し出分）
- 3.契約者貸付の利息免除（2020 年 2 月 18 日～2020 年 9 月 30 日の契約者貸付受付分）
- 4.契約者貸付の利息免除（2021 年 1 月 7 日～2021 年 3 月 31 日の契約者貸付受付分）
- 5.保険料払込猶予期間の延長（2021 年 1 月 8 日～2021 年 4 月 22 日までお申し出分）
- 6.貸付金の返済ができないことによる保険契約の失効に関する猶予期間の延長（2021 年 1 月 8 日～2021 年 4 月 22 日までお申し出分）
- 7.保険料払込猶予期間の延長（2021 年 4 月 23 日～2021 年 7 月 11 日までお申し出分）
- 8.貸付金の返済ができないことによる保険契約の失効に関する猶予期間の延長（2021 年 4 月 23 日～2021 年 7 月 11 日までお申し出分）
- 9.保険料払込猶予期間の延長（2021 年 7 月 12 日以降お申し出分）
- 10.貸付金の返済ができないことによる保険契約の失効に関する猶予期間の延長（2021 年 7 月 12 日以降お申し出分）
- 11.買増権保証特約・新買増権保証特約行使期間の延長
- 12.新型コロナウイルス感染症以外の傷病での入院治療において、新型コロナウイルス感染症の影響により必要な入院治療を受けられなかった場合のお取り扱い
- 13.責任開始日（または復活日、復旧日、中途付加日）から 2 年以内に開始した入院のご請求における簡易請求のお取り扱い
- 14.入院給付金・死亡保険金のご請求手続きにおける公的書類の一部省略

<別紙>

【災害死亡保険金等のお取り扱いの対象となる商品一覧】

※下表の①～④はつぎの内容を示しています（1. 改正内容の表の番号と連係しています）。

- ①災害死亡保険金等の支払
- ②特定部位・特定疾病不担保の適用対象外とする救済規定
- ③保険金・給付金削減支払の対象外とする救済規定
- ④災害死亡保険金等の支払に関する変換時の救済規定

普通保険約款または特約	① 保険金等	②	③	④
災害死亡給付特約	災害死亡保険金 災害高度障害保険金	-	-	-
傷害特約	災害死亡保険金	-	-	-
傷害保険	災害死亡保険金	-	-	-
変額年金保険（最低年金原資保証型）	災害死亡保険金	-	-	-
年金支払型特殊養老保険（引受緩和型）	死亡保険金	-	-	-
米国ドル建年金支払型特殊養老保険（引受緩和型）	死亡保険金	-	-	-
子供傷害特約	災害死亡保険金	-	-	-
配偶者傷害特約	災害死亡保険金	-	-	-
解約返戻金抑制型入院保険（一時金給付型）	-	○	-	-
解約返戻金抑制型新入院保険（一時金給付型）		○		
無解約返戻金型新手術給付特約	-	○	-	-
無解約返戻金型新手術給付特約（医療保険用）	-	○	-	-
無解約返戻金型入院特約（一時金給付型）	-	○	-	-
無解約返戻金型手術給付特約	-	○	-	-
無解約返戻金型手術給付特約（医療保険用）	-	○	-	-
医療保険	-	○	-	-
子供入院総合保障特約	-	○	-	-
女性疾病特約	-	○	-	-
新医療保険	-	○	-	-
成人病特約	-	○	-	-
入院総合保障特約	-	○	-	-
配偶者入院総合保障特約	-	○	-	-
無解約返戻金型子供入院総合保障特約	-	○	-	-
無解約返戻金型女性疾病特約	-	○	-	-
無解約返戻金型女性疾病特約（医療保険用）	-	○	-	-

普通保険約款または特約	① 保険金等	②	③	④
無解約返戻金型新入院総合保障特約	-	○	-	-
無解約返戻金型成人病特約	-	○	-	-
無解約返戻金型成人病特約（医療保険用）	-	○	-	-
無解約返戻金型短期入院特約	-	○	-	-
無解約返戻金型短期入院特約（医療保険用）	-	○	-	-
無解約返戻金型入院初期給付特約	-	○	-	-
無解約返戻金型入院初期給付特約（医療保険用）	-	○	-	-
無解約返戻金型入院総合保障特約	-	○	-	-
無解約返戻金型入院長期給付特約	-	○	-	-
無解約返戻金型入院長期給付特約（医療保険用）	-	○	-	-
無解約返戻金型入院療養特約	-	○	-	-
無解約返戻金型入院療養特約（医療保険用）	-	○	-	-
無解約返戻金型配偶者入院総合保障特約	-	○	-	-
特別条件付保険特約	-	-	○	-
終身保険	-	-	-	○
積立利率変動型年金支払型特殊養老保険	-	-	-	○
低解約返戻金型平準定期保険	-	-	-	○
年金支払型特殊養老保険	-	-	-	○
平準定期保険	-	-	-	○
変額保険（終身型）	-	-	-	○
養老保険	-	-	-	○
積立利率変動型終身保険	-	-	-	○
変額保険（有期型）	-	-	-	○
有期払込終身保険	-	-	-	○
自由計画保険	死亡給付金	-	-	-
生存祝金付終身保険	災害死亡保険金	-	-	-
積立型終身保険	災害死亡給付金 災害高度障害給付金	-	-	-
無配当傷害特約/無配当傷害特約〔家族特則〕	災害保険金	-	-	-
家族災害保障特約	家族災害保険金	-	-	-
妻特約（家族災害保障特約妻型）	家族災害保険金	-	-	-
災害割増特約	災害保険金	-	-	-
災害保障特約（1976）	災害保険金	-	-	-
傷害特約/傷害特約〔家族特則〕	災害保険金	-	-	-

普通保険約款または特約	① 保険金等	②	③	④
定期保険特約	死亡保険金 高度障害保険金	-	-	-
無配当災害割増特約	災害保険金	-	-	-
手術給付金付こども疾病入院特約	-	○	○	-
手術給付金付疾病入院給付特約（年金）医療特約	-	○	○	-
手術特約	-	○	○	-
新通院給付金特約	-	○	○	-
通院給付金特約	-	○	○	-
無配当新通院給付金特約	-	○	○	-
医療保険	-	○	○	-
手術給付金付疾病入院給付特約（医療特約）	-	○	○	-
無配当手術給付金付疾病入院給付特約	-	○	○	-
特別条件特約	-	-	○	-